

## 自伐型林業普及促進業務仕様書

本仕様書は、安芸太田町（以下「町」という。）が実施する自伐型林業普及促進業務（以下「本業務」という。）に係る業務委託の仕様について具体的な指針を示すものである。

### 1 業務委託名

自伐型林業普及促進業務

### 2 業務の目的

町の林業は、人口減少や高齢化により担い手確保が課題となっている。

本事業では、森林環境譲与税を活用し、森林所有者の山に対する関心を向上させるとともに、自伐型林業による地域振興・地域就業を拡大し、担い手確保を推進する。

また、先進技術を学ぶことにより、安全で効率的な作業を行うことができる人材を育成する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

### 4 業務内容

#### (1) チェーンソーによる伐木等特別教育研修

初心者を対象としたチェーンソーによる伐木等特別教育研修を実施する。

ア 開催時期及び回数 業務委託期間中1回（3日間×1回）

イ 参加人数 15人程度

ウ 参加対象 森林所有者、自伐型林業に関心のある者

エ 内容 初心者を対象としたチェーンソーによる伐木等特別教育研修を行う。

オ その他 先進技術と豊富な経験を持った講師を選定すること。

チェーンソーによる伐木等特別教育研修については、終了後に特別教育の修了証を発行するものとする。（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条）

#### (2) 施業研修

経験者のスキルアップのための施業研修を実施する。

ア 開催時期及び回数 業務委託期間中2回（2日間×2回）

イ 参加人数 10人程度

ウ 参加対象 森林所有者、自伐型林業に関心のある者

エ 内容 今までに研修に参加した者・経験者を対象とした伐木・造材研修、作業道造成研修、測量研修、小型車両系建設機械特別教育研修、自伐型林業に取り組む者のフォローアップ、作業道の手直しやルート踏査等から提案した内容の研修を行う。

オ その他 先進技術と豊富な経験を持った講師を選定すること。

#### (3) 施業地確保に向けた取組促進

自伐型林業を展開するための施業地の確保が課題となっている本町において、集落単位での山林確保を目指し、新規就業者等の施業地確保に向けた取組を促進する。あわせて、将来的には施業地を確保し、仲介できる仕組みづくりを目指す。

なお、取組成果については、実績報告書により書面で報告すること。

### 5 成果物

#### (1) 実績報告書（申込者名簿、開催の周知に使用したチラシ、配布資料、アンケート等を添

付)

- (2) (1)を格納した電子データ
- (3) その他発注者が必要と認めるもの

## 6 その他留意事項

- (1) 本業務の施行にあたっては、参加者の安全に十分留意すること。
- (2) 講座内容や開催時期などの詳細については、町と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、町と協議のうえ決定するものとする。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。なお、契約終了後も同様の扱いとする。
- (5) 受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法及び安芸太田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年安芸太田町条例第1号）に基づき適切に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、本業務の一部についてのみ、発注者の承認を得た場合に限り第三者に再委託することができる。ただし、本業務の主たる部分については再委託してはならない。